

堀江・嶋之内焼

寛政3年(1791)大坂の大火

今から約200年前、松平定信が俟約令、棄捐令などの政策によって幕政改革に取り組んでいた寛政年間の初めに、大阪の町は3回の大火に見舞われた。

寛政元年(1789)12月22日の「東横堀焼(寛政東の大火)」、寛政3年(1791)10月9日の「堀江・嶋之内焼(寛政南の大火)」、寛政4年(1792)の「北船場天満焼(寛政北の大火)」である。ここに掲載した絵図は、2番目の堀江・嶋之内焼の焼失区域を表している。

この火災は、午前4時ごろ南堀江の伏見屋四郎兵衛町から出火した。強い西風にあおられて、延焼し、南北堀江の大半と嶋之内の全域を焼き尽して、翌日午前6時ごろに鎮火した。『大阪市史』(昭和2年発行)によると、焼失町数87、焼失世帯数13,382に及んだ。

また、三津寺、八幡宮などの神社仏閣や日本橋、毛綿屋橋、隆平橋、堀江橋など多くの橋が焼け落ちたと記されているが、それはこの絵図にもはっきり記載されている。

江戸に大火の多かったことはよく知られているが、大阪もしばしば大火に見舞われている。全市の2/3を焼失したという享保9年(1724)の「妙知焼」は、最も有名な大阪の大火であるが、この大火から、寛政元年の大火までの65年間に、12回もの大火を数えているのである(『日本災異志』)。

そのため、町奉行所によって5区21番組の消防制度が定められ、寛政2年(1790)にさらに改正された。改正された消防組織は、右表のように火消し人足、水ノ手人足の定員を定め、さらに斧、蔦口、梯子、あるいは手桶、釣瓶などの消防用具の配備数まで細かく規定している。「水弾」という12人掛かりで操作する手動放水ポンプも5台配備された。

五区	番組	火消し人足	水ノ手人足	合計
		人	人	人
上 町	5	200	800	1,000
北船場	4	200	600	800
南船場	4	200	600	800
西船場	5	200	800	1,000
天 満	3	200	400	600

幕政改革の最中であり、奉行所は民心の安定に苦心していたようで、大火後に、建築材料や家賃の騰貴を抑える措置を講じたり、寛政4年の大火の折には、緊急備蓄の「囲米(かこいごめ)」を放出するなど、大火後の危機管理に心を砕いた様子が伺われる。復旧に当たっては、延焼を防止するため、建物を新築するときには旧位置から3尺(約90cm)後退させ、角地には土蔵造りを奨励するなどしている。

また、日常の防火には、町内警戒のために「自身番」を設置し、町木戸を修理して、強健な警備員を配置し、定刻以後は門を閉じて警戒すること、夜は拍子木などを鳴らして町中を巡回すること、強風の夜は火を使用する職業は戌の刻(午後10時ごろ)までと規制するなどの防火施策を行っている。しかし、このような施策も住民が守らなければ、画餅にすぎない。今「防災意識の風化」がしばしば問題視されるが、それは昔もあって、奉行所を悩ませたのである。大阪市史には次のような記述がある。

「……然れども罹災後少しく日を経れば、恐怖を減ずる人情として、或は強健なる番人を代ふるに老衰頹齡の者を以てするあり、夜中番人木戸を閉鎖したるまゝにて熟睡し、医師産婆の病家に赴くを遅延せしむるあり、夜中と雖も木戸を開放し、盜賊悪徒を逸せしむるあり、或は寸時も早く退出せんと欲し、定期の卯ノ刻に先ちて太鼓を撃つあり、弊害少からざりしかば、官屢々令して町々を戒めぬ。」

主福

直隸塘南側

道碩

金

ואת

西橫堀川

讀書

四
樓



卷九

卷之五

卷五

三

Handwritten signature in Urdu script, likely belonging to the author or a collector.

東橫堀川

長堀川

南船塢

雜設村昌節

平所

新田川
口

川節

田

田

田

田

田

田

田

南堀江

田

田

田

田

田

田

田

西

北堀江

田

田

下
堀
北
江

田

田

田

田

田

田

田

西
堀
場